議案第８０号

小田原文学館条例の一部を改正する条例

小田原文学館条例（平成６年小田原市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

別表中「

円
２５０
１００
１８０
７０

」を「

円
３００
１５０
２００
１００

」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

受益と負担の適正化の観点から文学館の観覧料の額を引き上げるため提案するものであります。